

資料2 各種相談体制・支援策の概要

インボイス制度に関する相談窓口一覧表

今年2月に作成・活用している「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」については、必要な更新を行い、10月以降も的確に該当窓口を案内できるようにしていく予定。

| インボイス制度に関する相談窓口一覧表 | | | | |
|--|--|---|---|--|
| 制度のご相談 | 相談内容 | 相談先 | 電話番号等 | 関連サイト |
| 一般的なご質問 【農業・林業・水産業・食品産業に従事している方】 個別のご相談、インボイス説明会への参加申込み e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法 | 税務相談チャットボット（AIが24時間自動回答） 国税庁インボイスコールセンター インボイス専用ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の担当課など 所轄の税務署 | ご利用はこちから（待機サイトからも利用可） 0120-205-553（9:00-17:00 土日祝・年末年始除く） 別添1＜農業等専用ダイヤル一覧＞をご覧下さい 「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます。 0570-01-5901 または 03-5638-5171 （9:00-17:00 土日祝・年末年始除く） ※確定申告期の受付時間は「関連サイト」をご覧下さい | ご利用はこちから（待機サイトからも利用可） 0120-205-553（9:00-17:00 土日祝・年末年始除く） 別添1＜農業等専用ダイヤル一覧＞をご覧下さい 「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます。 0570-01-5901 または 03-5638-5171 （9:00-17:00 土日祝・年末年始除く） ※確定申告期の受付時間は「関連サイト」をご覧下さい | 《国税庁HP》 インボイス制度概要サイト 《農林水産省HP》 消費者のインボイス制度について 《国税庁HP》 税務署などの所在地などを知りたい方 《e-TaxHP》 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク |
| 税理士への無料オンライン相談 【インボイス対応に伴う納税負担、登録の要否に関する検討】 | 【中小企業庁補助事業】 中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口 | 0570-028-045 または 045-330-1365 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く) | 0570-028-045 または 045-330-1365 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く) | 《相談窓口受付HP》 相談受付窓口（まずはお電話で下さい） |
| 補助金のご相談 IT導入補助金 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します | サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 【商工会地域の方】 事業を世にされている地域の地方事務局 【商工会議所地域の方】 商工会議所地区持続化補助金事務局コールセンター | 0570-666-376 (9:30-17:30 土日祝・年末年始除く) 別添2＜都道府県地方事務局一覧＞をご覧下さい 03-6632-1502 (9:00-12:00, 13:00-17:00 土日祝・年末年始除く) | 0570-666-376 (9:30-17:30 土日祝・年末年始除く) 別添2＜都道府県地方事務局一覧＞をご覧下さい 03-6632-1502 (9:00-12:00, 13:00-17:00 土日祝・年末年始除く) | 《IT導入補助金HP》 IT導入補助金 《商工会地区補助金事務局HP》 商工会地区小規模事業者持続化補助金 《商工会議所地区補助金事務局HP》 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金 |
| 要取扱いなきかどにつけて金額の取扱止 【下請取引に関するご相談】 建設業の下請取引に関するご相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル、通常行為に関するご相談など | 公正取引委員会本局、地方事務所等 下請法に関する一般的なご相談 下請法上、どのような行為が規制されるか 下請取引に関するご相談 中小企業の取引上の悩みに相談員や弁護士が回答します 建設業の下請取引に関するご相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル、通常行為に関するご相談など | 別添3＜独占禁止法上の優越的地位の適用に関する相談ダイヤル一覧＞をご覧下さい 別添4＜下請法に関する相談ダイヤル一覧＞をご覧下さい 0120-418-618 (9:00-12:00, 13:00-17:00 土日祝・年末年始除く) 別添5＜建設業専用ダイヤル一覧＞をご覧下さい 0120-418-618 (9:00-12:00, 13:00-17:00 土日祝・年末年始除く) | 別添3＜独占禁止法上の優越的地位の適用に関する相談ダイヤル一覧＞をご覧下さい 別添4＜下請法に関する相談ダイヤル一覧＞をご覧下さい 0120-418-618 (9:00-12:00, 13:00-17:00 土日祝・年末年始除く) 別添5＜建設業専用ダイヤル一覧＞をご覧下さい 0120-418-618 (9:00-12:00, 13:00-17:00 土日祝・年末年始除く) | 《公正取引委員会HP》 インボイス制度相談コーナー 《公正取引委員会HP》 インボイス制度開拓コーナー 《全国中小企業振興機関協会HP》 工頭かけこみ寺 《国土交通省HP》 建設業法遵守・指導監督 |
| 経営に関する一般的なご相談 【商工会・商工会議所の会員の方】 インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、各種支援施策のご紹介 | 各都道府県のようす支援拠点 お近くの商工会または商工会議所 | 「関連サイト」掲載の電話番号をご覧下さい 「関連サイト」掲載の電話番号をご覧下さい | 「関連サイト」掲載の電話番号をご覧下さい 「関連サイト」掲載の電話番号をご覧下さい | 《よろず支援拠点全国本部HP》 支援拠点一覧 《全国商工会連合会HP》 全国各地の商工会WEBサービス 《日本商工会議所HP》 商工会議所(都道府県)名簿 |

(参考) 中小企業向け相談体制の強化（支援機関の体制強化）

- 中小企業への経営支援は、よろず支援拠点及び全国各地の商工会・商工会議所等の各支援機関が中心となって、インボイス関係は約10万件の相談対応を実施。
- 今後、インボイス等の相談が急増することを見込み、令和4年度第二次補正予算を活用し、支援機関における経営相談体制を抜本的に強化。個別相談、セミナー開催等により手厚い支援を実施。

| | よろず支援拠点 | 商工会議所 | 商工会 |
|----------------------------|--|---|--|
| |  |  日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry |  全国商工会連合会 CFSCIJ |
| 支援員による相談件数※1 ※カッコ内は支援員数 | 約32万件 (令和4年度実績) (約600人) | 約186万件 (令和2年度実績) (約3,400人) | 約312万件 (令和2年度実績) (約4,100人) |

R4 補正による強化概要

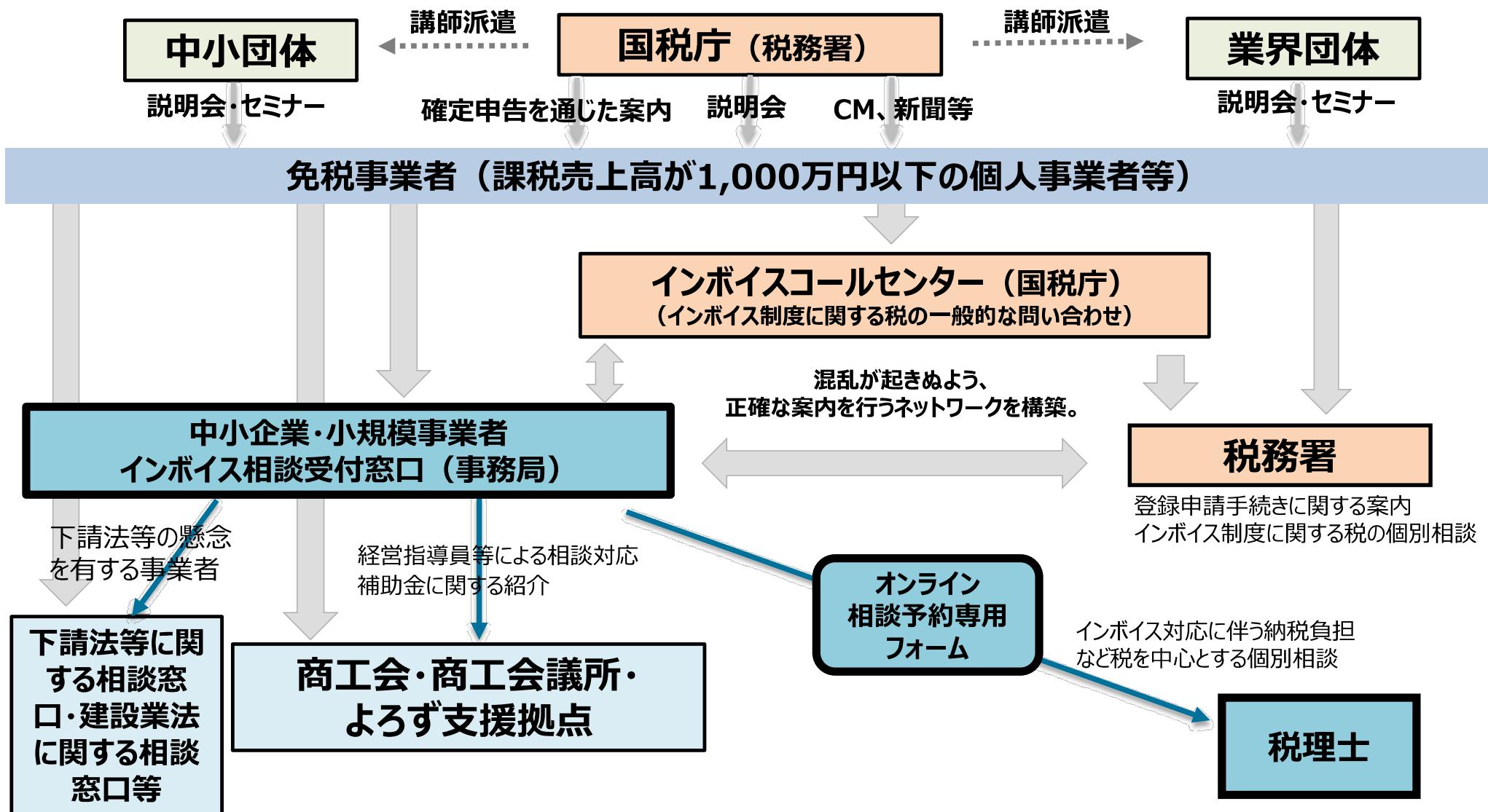
| | | | |
|-------------------------|-------|---------|---------|
| 追加の相談員による相談件数(想定)※1, ※2 | 約18万件 | 約8万件 | 約40万件 |
| セミナー実施回数(想定)※1 | 約900回 | 約1,000回 | 約1,300回 |

※ 1 インボイスに関する相談に加え、新型コロナ、物価高など様々な事業環境変化に関する相談・セミナー含む。
 ※ 2 常勤、スポットなど様々な形で相談員等を確保し、現場での相談対応を実施。

(参考)「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」概要

中小企業庁
作成資料

- **免税事業者の様々なニーズにきめ細かく対応**するため、商工会・商工会議所・税理士等の相談先を紹介できる受付窓口を4/24に開設。税理士にオンライン相談ができる体制も構築。



(参考) オンラインを活用した税理士との相談状況

- 「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」では、免税事業者向けに税理士とのオンライン相談ができる体制を構築し、**全国どこの免税事業者であっても税理士とオンラインで相談が可能。**

●リーフレット

インボイス制度への対応に取り組む免税事業者の皆様へ

オンラインで税理士に相談してみませんか?

どんな相談ができるの?

- ✓ インボイス制度についてある程度は知っているが、仮に課税転換した場合の税負担がどれくらいになるか計算したい。
- ✓ 簡易課税制度や2割特例等の計算方法がわからない。

どうやって申し込むの?

- 事務局に電話
- アカウント登録
- 相談希望日時を選択
- 相談日確定
- 事前準備
- 税理士にオンライン相談
Microsoft社のTeamsを利用いただけます。

事務局「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」*

一般電話 045-330-1365 ナビダイヤル 0570-028-045 受付時間 9時～17時(土日祝は休く)

* 中小企業庁の令和4年度補正予算「事業環境変化対応型支援事業費補助金（相談窓口設置運営事業）」で採択されたトランス・コスマス株式会社が運営しています。

相談受付窓口

QRコード

中小企業庁
特設サイト

インボイス制度の基本的な情報を知りたい場合は?
インボイス制度について知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。制度解説動画等をご案内しております。

●主な相談内容

- ✓ 課税転換した場合の税額がどの程度になるか知りたい。
- ✓ 2割特例や簡易課税制度を活用した場合の計算方法が知りたい。
- ✓ 経過措置における税額の計算方法がわからない。
- ✓ 消費税の申告方法がわからない。

●オンライン相談を活用した免税事業者の声

普段は税理士に経理をお願いしていないため、
自社の具体的な状況を踏まえて質問できたことは貴重な機会。

税額の計算だけでなく、**特例を活用する際の注意ポイントなども教えてもらうことができた。**
課税要否を判断する材料としたい。



免税事業者（建設業）

(参考) 事務負担の軽減 (IT導入補助金)

【生産性革命推進事業(令和4年度補正2,000億円) の内数】

- IT導入補助金において、インボイス対応に必要なITツール(会計ソフト、受発注ソフト等)の導入を支援。インボイス対応用の安価なITツール導入も補助対象とするため、補助下限額を撤廃(従来の補助下限額は5万円)。本措置は、令和5年1月20日からの公募回から適用。これままでに4万件程度の採択を実施。
- また、現行制度では、補助事業者は中小企業等に限定しているところ、中小企業等のインボイス対応のためのITツールを大企業が提供する場合も補助対象とする。(令和5年6月20日申請受付開始。)

【補助下限額の撤廃】

| 類型名 | デジタル化基盤導入類型 | | | |
|----------|---|-----------------|-------|-------|
| 補助事業者 | 中小企業・小規模事業者等 | | | |
| 補助額 | ITツール (会計・受発注・決済・ECソフト) | PC等 | レジ等 | |
| ～50万円以下 | ～50万円以下 | 50万円超 ～350万円 | ～10万円 | ～20万円 |
| ※補助下限額撤廃 | | | | |
| 補助率 | 3/4以内 | 2/3以内 | 1/2以内 | |
| 対象経費 | ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費(ソフトウェアの更新等保守サポート費含む) | | | |

インボイス対応に必要なITツールの補助下限額を撤廃。
(令和5年1月20日の公募回から適用)

【類型新設による補助対象の拡大】

| 類型名 | 商流一括 インボイス対応類型 | |
|-------|--------------------------------|-------|
| 補助事業者 | 中小企業・小規模事業者等 | 大企業等 |
| 補助額 | ITツール(インボイス制度に対応し、受発注機能を有するもの) | |
| | ～350万円 | |
| 補助率 | 2/3以内 | 1/2以内 |
| 対象経費 | クラウド利用費(利用料最大2年分) | |

【例】大企業が、発注・支払等を電子的に行うITツールを購入し、当該ITツールを中小企業等である取引相手に無償で利用させる。この場合、大企業のITツール購入に係る費用を補助対象とする。

ITベンダー

インボイス対応のための
ITツールを購入

当該
ITツール
購入に
係る費用
を補助

大企業等
【補助対象に追加】

当該ITツールを無償提供

中小企業等
(含 個人事業主)

中小企業等
(含 個人事業主)

(参考) 販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金）

【生産性革命推進事業（令和4年度補正 2,000億円）の内数】

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。
- 特に、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者に対して、令和4年度補正では、補助上限額を一律50万円引上げ。本措置は、令和5年3月10日の第12回公募から適用。これまでに3千件程度の採択を実施。
- 本補助金は、販路開拓等の取組の中で、インボイス制度やその申請等について税理士等へ複数回相談する経費も含めることも可能。

<令和4年度補正における補助上限額の引上げ>

| | 通常枠 | 賃金引上枠 | 卒業枠 | 後継者支援枠 | 創業枠 |
|------------|-------|-------|-------|--------|-------|
| インボイス発行事業者 | 100万円 | 250万円 | 250万円 | 250万円 | 250万円 |
| 上記以外の申請者 | 50万円 | 200万円 | 200万円 | 200万円 | 200万円 |

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者には、補助上限額を一律50万円上乗せ

<制度概要>

[対象] 小規模事業者

[補助率] 2/3 (賃金引上枠のうち赤字事業者は3/4)

[補助対象経費] 税理士への相談費用、機械装置の導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費 等

(参考) インボイス制度支援策のリーフレット

<令和4年度第2次補正予算等> (令和5年6月時点版)

インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ ＼各種支援策のご案内／

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

制度解説動画、インボイスセンター等をご案内しております。



インボイス制度に関する相談窓口

- ✓ 税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。
インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。
- ✓ 商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています
(中小企業119を通じた専門家派遣も受けられます)

相談受付窓口 よろず支援拠点



課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応にかかる事務負担の軽減

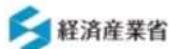
- ✓ IT導入補助金により、ITツール（一部ハードウェアも含む）の導入費用等を幅広く支援します
- ✓ みらデジにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化状況や経営課題を見える化します

課税転換に伴う販路開拓支援

- ✓ 小規模事業者持続化補助金により税理士等への相談費用も含めた販路開拓等の支援をします

→ 詳細は裏面へ

本紙は「令和4年度第2次補正予算事業」の制度概要をご紹介しています。準備が整い次第公募を開始しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。



チラシのダウンロードはこちら↑

<IT導入補助金> -デジタル化による事務負担軽減

デジタル化基盤導入類型では、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、商流一括インボイス対応類型では、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

| 類型名 | 商流一括インボイス 対応類型 (新設) | | デジタル化基盤導入類型 | | |
|------|---------------------|------------------|---|-------|-------|
| | 申請者 | 大企業等 | 中小企業・小規模事業者等 | | |
| 補助率 | 1/2以内 | 2/3以内 | 3/4以内 | 2/3以内 | 1/2以内 |
| 補助額 | ~350万円 | ~50万円 (下限を削除) | ~50万円超~350万円 | ~10万円 | ~20万円 |
| ツール名 | 受発注ソフト | | 会計・受発注・決済・ECソフト | PC等 | レジ等 |
| 対象経費 | クラウド利用費 (最大2年分) | | ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費（ソフトウェア更新等保守サポート費用含む） | | |

【みらデジ】※IT導入補助金の申請要件です！

みらデジ経営チェックにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化の進捗状況・経営課題の確認が可能です。
経営改善のために是非ご活用ください。

みらデジ
はごちら現在の公募情報
はごちら

お問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター（0570-666-424）

<小規模事業者持続化補助金> -課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用（税理士等への相談費用を含む）を支援！

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）に対し、**令和4年度第2次補正予算において、全ての申請枠で補助上限を一律に50万円上乗せ**します。（最大250万円補助）

| 申請類型 | 補助上限額 | 補助率 |
|-----------------------------|------------------|---|
| 通常枠 | 100万円 (50万円) | 2/3以内 (成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4以内) |
| 成長・分配強化枠 (貢上げや事業規模拡大の取組) | 250万円 (200万円) | |
| 新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者等の新たな取組) | 250万円 (200万円) | |

() 内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

お問い合わせ先：

【商工会地域お問い合わせ先】【現在の公募情報はごちら】

- ・商工会地域の方
所在地によって異なるため右のQRコード参照
- ・商工会議所地域の方 03-6632-1502

